

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(令和3年度)

部等名 農林水産部
 課名 村づくり計画課
 担当者名 平安山 博史

公社等名 沖縄県土地改良事業団体連合会

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	瀬名波地区換地業務	土地改良換地士が関与する換地計画書を作成する。	10,925	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			農地農村整備課
2	伊計地区画像情報作成業務	登記識別情報(画像情報)を作成する。	360	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号			農地農村整備課
3	南風田地区事業計画策定委託業務(R3)	計画策定委託業務	935		○		地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める額の範囲内であるため。			八重山農林水産整備課
4	八重山地区土地改良事業積算資料作成委託業務(R3-1)	土地改良事業積算資料作成	880	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める額の範囲内であるため。			八重山農林水産整備課
5	石垣市大座地区換地業務(R3)	換地業務	693	○			本件の契約金額は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める額の範囲内である。 また、本業務の要件となる土地改良換地士を多数有し、県内で実務経験のあるコンサルタントは沖縄県土地改良事業団体連合会のみであることから、契約の相手方として選定した。			八重山農林水産整備課

6	与那良原地区農道 台帳作成業務(R 3)	農道台帳作成業務	1,870	○			【随意契約とする理由】 『農道台帳の作成及び管理』 は、農林水産省構造改善局 通達(平成2年3月22日・構 改D第46号及び平成3年8月 20日・3構改D第510号)に より『一貫した体制の下統一 的に実施することが重要であ る』として各都道府県の土地 改良事業団体連合会を活用 するよう指導があるため、施 行令第167条の2第1項第2 号及び沖縄県随意契約ガイ ドライン(2)-⑤の規程を適用 し、特命随意契約を締結す る。			八重山農林水産整備課
7	石垣市米節東地区 換地業務(R3)	換地業務	825	○			本件の契約金額は地方自 治法施行令第167条の2第 1項第1号に定める額の範囲 内である。 また、本業務の要件となる 土地改良換地士を多数有 し、県内で実務経験のあるコ ンサルタントは沖縄県土地改 良事業団体連合会のみであ ることから、契約の相手方と して選定した。			八重山農林水産整備課
8	国営関連事業管理 計画デジタル化委 託業務(R3)	国営関連事業管理計画デジ タル化委託業務	561	○			地方自治法施行令第167条 の2第1項第1号に定める額 の範囲内であるため。			八重山農林水産整備課

9	土地改良専門技術者 報告書作成業務	土地改良事業計画等の審査の適正 化と事業の円滑化を図るための報 告書の作成	97	○		<p>土地改良専門技術者の調査報告業務は、農業土木の専門家、地域農業開発計画の専門家、農村環境の専門家へ委嘱することとされている。また、換地計画を定めるものについては、土地改良換地士への委嘱が必要となる。現在、これらのすべての専門家が在籍しているのは沖縄県土地改良事業団体連合会だけである。特に換地に関しては、換地業務に関する業務を実施している機関は、沖縄県土地改事業団体連合会だけである。民間の換地士が在籍するコンサルタントは、換地業務を行っていない。</p> <p>よって当該業務は、沖縄県土地改良事業団体連合会へ随意契約する。</p>		村づくり計 画課
---	----------------------	---	----	---	--	--	--	-------------

10	喜屋武第3地区加 圧機場等積算参考 資料作成業務(R3 -1)	積算業務 一式	1,925	○		<p>本件業務は、対象工事の 担当者が急遽コロナ対策業 務に従事することになり、本 業務執行に支障が生じてい るため積算参考資料作成を 委託するものである。</p> <p>前年度における地元調整 に対して緊急に発注業務を 進める必要があり、かつ特殊 工種区分であることを踏まえ て、県の積算システムの操 作に長け、対応が可能であ る必要がある。</p> <p>上記のことを踏まえ、積算 等を実施し、かつ特殊工種 区分についても高い経験値 を持ち、スピード感をもって本 業務を遂行可能な当機関を 選定した。</p>			南部農林土 木事務所 農地農村整 備班
11	喜屋武第3地区換 地・確定測量業務 (R3-2)	換地・確定測量業務 一式	11,110	○		<p>本件業務は、換地に資する 確定測定を行うものである。 当機関のみ換地という業務 を実施しておらず、かつ信頼 できる実績に鑑み当機関を 選定した。</p>			南部農林土 木事務所 農地農村整 備班

12	北波平地区災害復旧支援事業	測量・設計業務 一式	2,530	○		<p>本件業務は、被災施設を早期復旧するために、災害査定に必要な資料作成を迅速に行う必要がある。</p> <p>緊急性を鑑み、正確かつスピード化が図られる必要があり、加えて用地境界の迅速な確認と判断が求められるため、地積等のデータを必要とする。</p> <p>当機関は県積算システムの操作講習を行うなど操作に長けており、確実な支援の上、迅速な事業費積算が見込め、加えて用地境界等を含む地積データに関しては、換地等の業務実績を鑑み、対応が可能であるとして選定した。</p>			南部農林土木事務所 農地農村整備班
13	糸満市第4地区補足設計業務(R3-2)	補足設計資料作成 一式	858	○		<p>本件業務は、事業計画時に作成された計画概要書をもとに経済効果の算定を行う業務である。</p> <p>業務内容が特に特殊であることから、業務内容に精通している沖縄県土地改良事業団体連合会を選定した。</p>			南部農林土木事務所 農地農村整備班

14	川平第1地区農道 台帳作成業務(R2 繰)	本業務は、県営川平第1地区	748	○		<p>・「農道台帳の作成及び管理」は、農林水産省構造改善局通達(平成2年3月22日・構改D第46号及び平成3年8月20日・構改D第510号)により「一貫した体制の下統一的に実施することが重要である」として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>・当該農道の財産は、今後、関係機関(伊江村)に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>・沖縄県土地改良事業団体連合会は当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>・なお、契約にあつたては地方自治法施行令167条の2の第1項第2号を適用する。</p>		農地農村整備課
15	真喜屋ダム管理事業資料収集整理委託業務	本業務は国営羽地大川土地	869	○		<p>下記見積依頼業者は、農業土木部門の技術士及びRCCMの資格保有者を有していることと、農業農村整備事業における事業計画策定業務の受注実績があり、本業務において有効な成果が期待できるものと判断し、選定した。</p>		農地農村整備課

16	宮古管内換地業務	換地業務 一式	120,673	○		<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>		宮古農林水産振興センター農林水産整備課
----	----------	---------	---------	---	--	---	--	---------------------

17	宮古島市魚口地区換地業務 一式		16,674	○		<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>		宮古農林水産振興センター農林水産整備課
----	-----------------	--	--------	---	--	---	--	---------------------

18	魚口地区農道台帳作	農道台帳作成業務 一式	3,520	○		<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施行令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>		宮古農林水産振興センター農林水産整備課
----	-----------	-------------	-------	---	--	--	--	---------------------

19	種子川地区設計業務	設計業務 一式	4,070	○		<p>本業務は、種子川地区の排水路を設計するものであるが、対象工事が発注済みであり、本業務が完了するまで工事が一時中止となっているため早急に業務を実施する必要がある。そのため、種子川地区設計業務(R2-2)を実施した沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約することにより、設計業務の準備作業、現地踏査、資料の検討等を省略し業務の早急な完了を見込むことができる。以上の理由から、自治法施行令167条の2代1項第5号に基づき、随意契約を行う。</p>		<p>宮古農林水産振興センター農林水産整備課</p>
----	-----------	---------	-------	---	--	--	--	----------------------------

20	令和4～5年度新規採択予定地区換地業務	<p>従全図調整、従前地再調査、面的集積処理 3地区分 ※本業務はR4,R5に採択予定地区において、採択に必要な資料等を作成する業務である。</p>	3,036	○		<p>本業務は換地に資する業務であり、換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>		宮古農林水産振興センター農林水産整備課
----	---------------------	--	-------	---	--	--	--	---------------------

21	長中地区農道台帳作成業務(R3)	農道台帳作成業務 一式	2,860	○		<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているので本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター農林水産整備課
22	宮古管内土地改良事業技術審査等支援業務(R3)	技術支援業務 一式	2,050	○		<p>本業務は、宮古管内で実施する工事の技術審査に必要な書類を作成する事を目的としている土地改良事業の発注者支援業務である。土地改良事業に精通し、国からの発注者支援の認定を受けたところが他にないため、地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター農林水産整備課

23	権利関係システム 開発業務(その1)	権利関係様式作成 一式	616	○			<p>本業務は、土地改良区域の権利関係にかかる情報収集、整理の省略化に加え、事業完了後は施設の維持管理等にもスムーズに引き継げるようなシステムの構築を目指している。上記のシステム構築には、既に実施している土地改良事業に関する情報等が整備されたシステムとの連携が重要となる。</p> <p>このようなシステムは水土里情報システム以外にないため、当該システムを運用する沖縄県土地改良事業団体連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約相手として選定する。</p>			宮古農林水産振興センター農林水産整備課
合計			33,569	21	2	0		0		

県との委託契約の件数
(随意契約含む。)

27 件